平成30年5月25日発行

第135号

新潟県看護協会だより

発行
公益社団法人 新潟県看護協会
新潟市中央区川岸町2丁目11番地
☎ 025-233-6550
FAX 025-266-1199
www.niigata-kango.com

平成30年度新潟県看護協会 通常総会に向けて

公益社団法人新潟県看護協会 会長 奥 村 麗 子

会員の皆さまには、日頃から協会活動にご支援・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。新年度を迎え皆様におかれましては、気持ちも新たにスタートされたことと思います。皆様のご活躍をお祈りいたします。

新潟県では、将来の人口構造に対応した医療提供体制の構築を図るため、2017年3月に「新潟県地域医療構想」を策定し、2018年度より第7次新潟県地域保健医療計画が開始されました。地域包括ケアシステムの構築等において、医療と生活の両方の視点を持つ看護職には大きな期待が寄せられています。

平成30年度は、この期待に応えるべく地域包括ケアにおける看護提供体制の推進、質の高い看護の提供、看護職の働き方改革の推進、組織強化を重点目標にかかげ取り組んでまいります。

また、このたびの通常総会では、定款の一部改正をご審議いただきます。これは本会の運営がより円滑に行われるためのものです。主要なものは、法人法の規定にもとづき、改正や必要な規定を追加し、本会の組織、運営及び管理体制を確保するものであります。多くの皆様のご出席をお願いいたします。

平成30年度 公益社団法人新潟県看護協会通常総会プログラム

日 時 平成30年6月20日（水）
会 場 新潟グランドホテル 3階 悠久の間

9：00 開 場
9：30 オリエンテーション
9：35 開 会
物故会員への黙祷
会長あいさつ
祝電披露
議長団選出
議事録署名人の選出
9：55 議 事
1 報告事項
1）平成29年度総会議事録朗読
2）平成29年度理事会報告
3）平成29年度支部長会議報告
4）平成29年度委員会報告
（1）職能別委員会
（2）常任委員会
5）平成30年度重点目標、事業計画
6）平成30年度収支予算
2 議決事項
第一号議案 平成29年度事業報告（案）
第二号議案 平成29年度決算報告（案）及び監査報告
第三号議案 定款ならびに定款細則の改正（案）
第四号議案 平成30年度改選役員及び推薦委員の選出について（案）
第五号議案 平成31年度公益社団法人日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員候補者（案）
第六号議案 理事会への一任事項について（案）
11：45 退任役員へお礼・退任役員あいさつ・新任役員あいさつ
12：00 閉会あいさつ 副会長

平成30年度 保健師職能集会

メインテーマ
「輝く自分を取り戻す～ケアする人の心と体のケア～」
日 時：平成30年6月20日（水） 13：30～16：00
会 場：新潟グランドホテル 5階 常盤の間
<内容および日程>
13：00 受 付
13：30 開 会
あいさつ
平成29年度事業報告及び平成30年度活動計画
保健師職能委員長 相馬 幸恵
14：00 講 演
演 題『輝く自分を取り戻す ～ケアする人の心と体のケア～ 』
講 師 水科 江利子 氏
一般社団法人セルフアドヴァンス協会代表理事
15：30 グループトーク、発表
16：00 閉 会

平成30年度 助産師職能集会

メインテーマ
「未来につなぐ助産ケア」
日 時：平成30年6月20日（水） 13：30～16：00
会 場：新潟グランドホテル 5階 波光の間
<内容および日程>
13：00 受 付
13：30 開 会
あいさつ
平成29年度事業報告 助産師職能委員長 小田 容子
平成30年度活動計画と支部活動支援
助産師職能委員 小林 正子
新旧役員紹介
13：45 講 演
テーマ「産後の女性のメンタルヘルスケア
～バースレビューを中心に～」
講 師 常盤 洋子 先生 群馬大学 医学部 保健学科 教授
15：45 質疑応答
16：00 閉 会

平成30年度 看護師職能（Ⅰ・Ⅱ）集会

メインテーマ
「看護師としての生き方を考えよう
～地域住民の健康・暮らしを支えるために～」
日 時：平成30年6月20日（水） 13:30～16:00
会 場：新潟グランドホテル 3階 悠久の間
<内容及び日程>
13：00 受 付
13：30 オリエンテーション
開 会
あいさつ
平成29年度活動報告及び平成30年度活動方針
1．看護師職能Ⅰ委員長 田中 京子
2．看護師職能Ⅱ委員長 本間美知子
14：00 特別講演
演 題「看護師という生き方」
―看護師は生きてきたように看護する―
講 師 宮子 あずさ 氏 看護師 著述業
15：30 質疑応答
16：00 閉 会

平成30年度　公益社団法人新潟県看護協会
重点目標・事業計画

2025年を見据えた社会保障制度改革が進み、病床の機能分化、地域包括ケアシステムの構築が進んでいる。高齢者のみならず子どもや子育て世代も含めた全ての世代や社会的弱者にとっても、より安心して生活できる仕組みにしていく必要がある。このような社会情勢を踏まえ新潟県看護協会は、県民誰もが可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう本会の使命である「看護の質向上」「働き続けられる環境づくり」「看護領域の開発・展開」を基に、看護職としての役割を積極的に担う立場から、平成30年度の重点目標を以下の４点として事業を展開する。

1．地域包括ケアにおける看護提供体制の推進
2．変化する社会ニーズに対応した質の高い看護を提供できる人材育成
3．看護職の働き方改革の推進
4．支部活動の推進による組織強化

≪説明要旨≫

1．地域包括ケアにおける看護提供体制の推進
　地域包括ケアシステムの構築が進む中、地域において問題も明確化してきている。このような中、患者・家族のニーズをよく知る看護職が、問題解決の提案を積極的に行い役割発揮することで地域づくりに貢献し、あらゆる世代の急性期から在宅療養まで切れ目のない医療・看護提供体制の実現に向け看護職の役割を果たすとともに、在宅療養者を支える訪問看護の体制整備に向け事業を実施する。

2．変化する社会ニーズに対応した質の高い看護を提供できる人材を育成する
　専門職として少子超高齢社会を見据え、それぞれの立場で能力の維持・向上を図り社会的責務を果たすことができるよう役割拡大を含め時代に即した教育・研修事業を実施する。

3．看護職の働き方改革の推進
　ワーク・ライフ・バランス推進事業を継続して実施すると共に、新潟県医療勤務環境改善支援センターとの連携を図り、看護職が健康で安心して働き続けられる環境整備に取り組む。
　ナースセンターの機能を強化し、相談窓口の充実やハローワークとの連携を図り看護職の確保・定着の総合拠点としての役割を果たす。

4．支部活動の推進による組織強化
　会員のニーズ把握及び会員増に向けた取り組みに努めると共に、支部との連携を図り特色ある支部活動を推進する。また、地域包括ケアシステムの推進においては、２次医療圏を見据えた活動を行う。

平成30年度　新潟県看護協会事業計画 (案)

事業計画

平成30度重点目標を達成させるため、日本看護協会と連携し、以下の事業を行う。

● 事業計画は、定款第３条の８つの事業に沿って掲載

1．教育等看護の質の向上に関する事業
2．保健、助産及び看護に関する啓発事業
3．看護業務の開発、看護制度の改善等に関する事業
4．看護職の労働環境等の改善と県民の健康及び福祉の増進に関する事業
5．在宅看護事業
6．新潟県看護研修センター（以下「会館」という）の管理及び運営に関する事業
7．奨学金貸付事業
8．その他目的達成に必要な事業

1　教育等看護の質の向上に関する事業（公益目的事業）

事　業　内　容	
教育研修事業〔重点１・２〕	１－２）医療安全推進事業
□新規研修	１－３）認定看護管理者教育研修事業
詳細は平成30年度教育研修計画冊子参照	（１）ファーストレベル
１－１）教育研修事業	（２）セカンドレベル
（１）新人研修	１－４）認定看護師教育研修事業-緩和ケア ※
新入職者交流会(看護政策推進のための組織強化事業)	１－５）新潟県看護協会看護学会
（２）看護実践研修	１－６）出前研修事業
□退院支援研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	１－７）支部実務研修事業
□多死社会に求められる看取りの看護	・１支部（柏崎）
（３）教育・研究研修	１－８）訪問看護研修（訪問看護推進事業）※
（４）准看護師研修	１－９）災害看護支援事業
（５）専門分野の研修Ⅰ	（１）災害支援ナース養成研修(基礎・実践・登録更新)
（６）専門分野の研修Ⅱ	（２）災害支援ナースの登録
（７）看護管理研修Ⅰ	
（８）看護管理研修Ⅱ	

2　保健、助産及び看護に関する啓発事業（公益目的事業）

事　業　内　容	
2－1）各職能事業 （1）保健師職能委員会活動 （2）助産師職能委員会活動 （3）看護師職能Ⅰ委員会活動 （4）看護師職能Ⅱ委員会活動 （5）職能委員会活動に関連する会議・集会 ・職能別集会　・職能別情報交換会 ・職能別支部代表者会議	2－2）看護の日事業 （1）看護功労者の表彰（新潟県知事表彰、新潟県看護協会長表彰） （2）市民公開フォーラム 2－3）看護政策推進のための組織強化事業 2－4）高校生の一日看護師体験事業 2－5）新潟県看護協会だよりの発行 2－6）思春期・エイズ電話相談事業※ 2－7）募金活動等への協力

3　看護業務の開発、看護制度の改善に関する事業（公益目的事業）

事　業　内　容	
3－1）看護業務に関する調査 3－2）研究支援事業	3－3）准看護師に係わる検討会 3－4）図書文献の整理、提供

4　看護職の労働環境等の改善と県民の健康及び福祉増進に関する事業（公益目的事業）

事　業　内　容	
4－1）看護職の労働環境改善推進事業〔重点3〕 （1）WLB研修 （2）情報交換会 **4－2）就労環境等改善に関する事業〔重点3〕** （1）就労環境実態調査 （2）新潟県医療勤務環境改善支援センターとの連携	**4－3）ナースセンター事業〔重点3〕※** （1）ナースバンク事業 ①看護職員無料職業紹介 ②移動相談（ガイダンス等） ③看護職需要施設実態調査 ④未就業看護職員実態調査 （2）看護職員再就職支援強化事業（セミナー、相談） （3）看護師等の届出支援登録者への支援 （4）看護職への進路相談・支援 （5）相談窓口の運営と拡充

5　在宅看護事業（公益目的事業）

事　業　内　容	
5－1）訪問看護推進事業〔重点1〕※ （1）訪問看護推進協議会 （2）訪問看護の研修に関するあり方検討委員会 （3）訪問看護従事者（実践編・管理編）研修会（1－8）再掲） （4）在宅看護研修会 （5）訪問看護実態調査 （6）訪問看護相談支援 5－2）協会立訪問看護ステーション運営事業 （1）訪問看護ステーションにいがた ①訪問看護事業所の運営 ②居宅介護支援事業所の運営 （2）訪問看護ステーションさんわ ①訪問看護事業所の運営	（3）訪問看護ステーションみつけ ①訪問看護事業所の運営 ②居宅介護支援事業所の運営 （4）訪問看護ステーションつくし ①訪問看護事業所の運営 5－3）人材育成支援 （1）訪問看護教育プログラムの実施 訪問看護ステーションにいがたに教育ステーション機能の位置づけ （2）訪問看護実習の受入 5－4）㊨訪問看護教育体制整備事業 ※ 訪問看護コンサルテーション

6　新潟県看護研修センターの管理及び運営に関する事業（収益事業）

事　業　内　容
6－1）会館貸付事業

7　奨学金貸付事業（収益事業）

事　業　内　容
7－1）奨学資金貸与事業

8　その他目的達成に必要な事業

事　業　内　容	
（共益事業） 8－1）会員福利厚生事業 （1）会員に対する弔慰金、見舞金の贈与 （2）看護功労者表彰その他表彰者の推薦 （法人会計） 8－2）組織運営 （1）通常総会の運営 （2）理事会、支部長会議の運営 （3）業務執行会議の運営 （4）合同常任委員会の運営 （5）日本看護協会との連携強化	（6）会計監査、予算編成会議、支部予算運用への支援 （7）新潟県看護研修センターあり方検討委員会 **8－3）支部活動〔重点4〕** （1）支部集会の運営 （2）役員会の運営 （3）研修会等の運営 （4）地域包括ケアシステム構築に向けての活動 （5）本会との連携 8－4）広報活動 （1）協会だより発行による会員及び看護職への情報提供 （2）公式ホームページの運用 8－5）会館維持管理

（注）**太字**は重点事業　㊨は新規事業　※は県からの受託事業

平成30年度　公益社団法人新潟県看護協会　収支予算書内訳表

（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

（単位：円）

定款事業 / 科目	公益目的事業会計							収益事業等会計				法人会計	内部取引消去	合計
	公1　教育等看護の質の向上に関する事業	公2保健、助産及び看護に関する啓発事業	公3 看護業務の開発、看護制度の改善等に関する事業	公4　看護職の労働環境等の改善と福祉の向上による県民の健康および福祉の増進に関する事業	公5．在宅看護事業	公益目的事業会計・共通	小計	会館の管理及び運営に関する事業	奨学金貸付事業	会員福利厚生事業	小計			
Ⅰ　一般正味財産増減の部														
1．経常増減の部														
(1) 経常収益														
特定資産運用益														
特定資産受取利息									1,000		1,000	3,000		4,000
特定資産運用益計									1,000		1,000	3,000		4,000
受取入会金														
受取入会金												8,290,000		8,290,000
受取入会金計												8,290,000		8,290,000
受取会費														
正会員受取会費						43,725,000	43,725,000					43,725,000		87,450,000
支部受取会費	3,975,000						3,975,000					3,975,000		7,950,000
受取会費計	3,975,000					43,725,000	47,700,000					47,700,000		95,400,000
事業収益														
受託収益	33,450,000						33,450,000							33,450,000
受講料収入	28,922,000						28,922,000							28,922,000
審査料収入	3,050,000						3,050,000							3,050,000
支部活動費収益	2,357,000						2,357,000						△ 2,357,000	0
教育事業収益	67,779,000						67,779,000						△ 2,357,000	65,422,000
訪問看護ＳＴ事業収益					236,461,000		236,461,000							236,461,000
受託収益		2,000,000		27,000,000	10,487,000		39,487,000					2,439,000		41,926,000
受講料収入		954,000		270,000			1,224,000							1,224,000
支部活動費収益												393,000	△ 393,000	0
資料代収入					895,000		895,000							895,000
その他事業収益		2,954,000		27,270,000	11,382,000		41,606,000					2,832,000	△ 393,000	44,045,000
会館貸付事業収益								4,041,000			4,041,000			4,041,000
事業収益計	67,779,000	2,954,000		27,270,000	247,843,000		345,846,000	4,041,000			4,041,000	2,832,000	△ 2,750,000	349,969,000
受取補助金等														
受取民間助成金	8,599,000	100,000					8,699,000							8,699,000
受取補助金等計	8,599,000	100,000					8,699,000							8,699,000
受取負担金														
受取負担金	25,000						25,000							25,000
受取負担金計	25,000						25,000							25,000
受取寄付金														
受取寄付金		300,000				800,000	1,100,000							1,100,000
受取寄付金計		300,000				800,000	1,100,000							1,100,000
雑収益														
受取利息	8,000				1,000		9,000		1,000		1,000	1,000		11,000
雑収益	1,000				51,000		52,000					123,000		175,000
雑収益計	9,000				52,000		61,000		1,000		1,000	124,000		186,000
経常収益計	80,387,000	3,354,000		27,270,000	247,895,000	44,525,000	403,431,000	4,041,000	2,000		4,043,000	58,949,000	△ 2,750,000	463,673,000
(2) 経常費用														
事業費														
役員報酬						19,974,000	19,974,000	174,000	87,000	87,000	348,000			20,322,000
報酬	20,271,000	1,495,000		540,000	1,025,000		23,331,000							23,331,000
給料手当	16,917,000			4,530,000	132,766,000	3,453,000	157,666,000	428,000	428,000	427,000	1,283,000			158,949,000
臨時雇賃金	4,264,000		135,000	7,970,000	40,354,000		52,723,000							52,723,000
退職給付費用					4,459,000	2,844,000	7,303,000	34,000	28,000	28,000	90,000			7,393,000
福利厚生費	2,618,000		2,000	990,000	26,580,000	4,225,000	34,415,000	50,000	41,000	256,000	347,000			34,762,000
旅費交通費	9,747,000	3,897,000	38,000	2,360,000	1,873,000	100,000	18,015,000							18,015,000
通信運搬費	2,919,000	1,548,000	310,000	2,750,000	3,147,000	30,000	10,704,000		100,000	20,000	120,000			10,824,000
消耗什器備品費	790,000			340,000	276,000		1,406,000							1,406,000
消耗品費	2,392,000	788,000	100,000	620,000	1,480,000		5,380,000			1,000,000	1,000,000			6,380,000

修繕費	144,000				973,000	690,000	1,807,000	50,000			50,000			1,857,000
印刷製本費	4,784,000	2,703,000		1,630,000	1,001,000	10,000	10,128,000			80,000	80,000			10,208,000
光熱水費					1,411,000	1,967,000	3,378,000	143,000			143,000			3,521,000
賃借料	7,526,000	1,677,000		2,070,000	19,852,000		31,125,000							31,125,000
保険料				160,000	1,505,000	242,000	1,907,000	18,000		824,000	842,000			2,749,000
租税公課				10,000	393,000		403,000							403,000
支払負担金	4,246,000				172,000		4,418,000							4,418,000
委託費	960,000	270,000		3,330,000	4,752,000	3,719,000	13,031,000	270,000			270,000			13,301,000
需用費	548,000	65,000		10,000	61,000		684,000							684,000
渉外費	99,000				189,000		288,000							288,000
研修費	20,000	10,000		60,000	409,000		499,000							499,000
訪問看護材料費					1,079,000		1,079,000							1,079,000
車両費					3,502,000		3,502,000							3,502,000
支部活動費						2,357,000	2,357,000						△ 2,357,000	0
雑費	17,000				16,000		33,000							33,000
減価償却費	1,437,000				770,000	5,094,000	7,301,000	288,000			288,000			7,589,000
事業費計	79,699,000	12,453,000	585,000	27,370,000	248,045,000	44,705,000	412,857,000	1,455,000	684,000	2,722,000	4,861,000		△ 2,357,000	415,361,000
管理費														
役員報酬												5,219,000		5,219,000
報酬												135,000		135,000
給料手当												12,901,000		12,901,000
臨時雇賃金												1,563,000		1,563,000
退職給付費用												1,201,000		1,201,000
福利厚生費												1,784,000		1,784,000
旅費交通費												5,223,000		5,223,000
通信運搬費												2,742,000		2,742,000
消耗什器備品費												100,000		100,000
消耗品費												2,545,000		2,545,000
修繕費												130,000		130,000
印刷製本費												3,392,000		3,392,000
光熱水費												741,000		741,000
賃借料												1,595,000		1,595,000
保険料												161,000		161,000
租税公課												61,000		61,000
支払負担金												839,000		839,000
需用費												318,000		318,000
委託費												4,084,000		4,084,000
渉外費												615,000		615,000
研修費												40,000		40,000
支部活動費												393,000	△ 393,000	0
雑費												60,000		60,000
減価償却費												2,863,000		2,863,000
管理費計												48,705,000	△ 393,000	48,312,000
経常費用計	79,699,000	12,453,000	585,000	27,370,000	248,045,000	44,705,000	412,857,000	1,455,000	684,000	2,722,000	4,861,000	48,705,000	△ 2,750,000	463,673,000
評価損益等調整前当期経常増減額	688,000	△ 9,099,000	△ 585,000	△ 100,000	△ 150,000	△ 180,000	△ 9,426,000	2,586,000	△ 682,000	△ 2,722,000	△ 818,000	10,244,000	0	0
当期経常増減額	688,000	△ 9,099,000	△ 585,000	△ 100,000	△ 150,000	△ 180,000	△ 9,426,000	2,586,000	△ 682,000	△ 2,722,000	△ 818,000	10,244,000	0	0
2. 経常外増減の部														
(1) 経常外収益														
経常外収益計														
(2) 経常外費用														
経常外費用計														
当期経常外増減額														
当期一般正味財産増減額	688,000	△ 9,099,000	△ 585,000	△ 100,000	△ 150,000	△ 180,000	△ 9,426,000	2,586,000	△ 682,000	△ 2,722,000	△ 818,000	10,244,000	0	0
一般正味財産期首残高	1,886,000				90,615,000		92,501,000					90,000		92,591,000
一般正味財産期末残高	2,574,000	△ 9,099,000	△ 585,000	△ 100,000	90,465,000	△ 180,000	83,075,000	2,586,000	△ 682,000	△ 2,722,000	△ 818,000	10,334,000	0	92,591,000
II 指定正味財産増減の部														
当期指定正味財産増減額														
指定正味財産期首残高														
指定正味財産期末残高														
III 正味財産期末残高														92,591,000

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入れの予定		あり	○ なし
事業区分	借入先	金額	使途

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定		あり	○ なし
事業区分	設備投資の内容	支出又は収入の予定額	資金調達方法又は取得資金の使途

平成30年度　当初予算対比表

(単位：円)

	H30年度予算			H29年度予算			対30/29経常収益増減額・伸び率		対30/29経常費用増減額・伸び率	
	経常収益	経常費用	差引	経常収益	経常費用	差引				
全会計	463,673,000	463,673,000	0	425,916,000	425,916,000	0	37,757,000	109%	37,757,000	109%
公益事業会計合計	403,431,000	412,857,000	△ 9,426,000	361,208,000	376,693,000	△ 15,485,000	42,223,000	112%	36,164,000	110%
1 教育等看護の質の向上に関する事業	80,387,000	79,699,000	688,000	74,583,000	79,967,000	△ 5,384,000	5,804,000	108%	△ 268,000	100%
(支部)	(6,312,000)	(7,443,000)	(△1,131,000)	(6,312,000)	(7,443,000)	(△1,131,000)	(△72,000)	(99%)	(△204,000)	(97%)
2 保健、助産及び看護に関する啓発事業	3,354,000	12,453,000	△ 9,099,000	1,900,000	11,083,000	△ 9,183,000	1,454,000	177%	1,370,000	112%
3 看護業務の開発、看護制度の改善等に関する事業	0	585,000	△ 585,000	0	1,106,000	△ 1,106,000	0	—	△ 521,000	53%
4 看護職の労働環境等の改善と福祉の向上による県民の健康及び福祉の増進に関する事業	27,270,000	27,370,000	△ 100,000	26,441,000	27,418,000	△ 977,000	829,000	103%	△ 48,000	100%
5 在宅看護事業	247,855,000	248,045,000	△ 190,000	213,561,000	215,143,000	△ 1,582,000	34,294,000	116%	32,902,000	115%
公益・共通	44,525,000	44,705,000	△ 180,000	44,723,000	41,976,000	2,747,000	△ 198,000	100%	2,729,000	107%
収益等事業会計	4,043,000	4,861,000	△ 818,000	5,325,000	4,213,000	1,112,000	△ 1,282,000	76%	648,000	115%
法人会計	58,949,000	48,705,000	10,244,000	59,383,000	45,010,000	14,373,000	△ 434,000	99%	3,695,000	108%
(支部)	(4,441,000)	(4,388,000)	(53,000)	(4,441,000)	(4,388,000)	(53,000)	(59,000)	(101%)	(△185,000)	(96%)
内部取引消去	△ 2,750,000	△ 2,750,000	0	—	—	—	—	—	—	—

第一号議案

平成29年度公益社団法人新潟県看護協会事業報告（案）

《重点目標》
1　地域包括ケアシステムの推進に向け、看護職の役割を発揮する
2　看護職のキャリア開発の支援と看護の質向上を図る
3　看護職の労働環境改善を図るため、WLBを推進する
4　支部の活動を推進し、組織強化を図る

《事業報告》

1　教育等看護の質の向上に関する事業（公益目的事業）　※県からの受託事業

事業項目	実施内容
教育研修事業	平成29年度教育研修実施 平成29年度教育研修冊子会員ごとに配布 94コース　総受講者　5,646人 ・臨地実習指導者養成研修　※ 研修期間：7/20～9/25（255時間）　修了者：48人 ・緩和ケア認定看護師教育課程　※ 研修期間：10/2～H30.3/31（660時間）　修了者：27人 ・看護職員実務研修 実施4支部　参加者総数177人 担当支部　開催日　開催場所　参加者 上　越　9/2　上越市市民プラザ　32人 村　上　9/9　厚生連村上総合病院　33人 長　岡　9/9　立川綜合病院　45人 新潟東　9/16　新潟県看護研修センター　67人 ・出前研修 実施施設：8施設　参加者231人 ・新潟県看護協会看護学会 開催日：12/1 開催場所：朱鷺メッセ 参加者数：808人（一般459人、学生349人） 演題数：37題 ・認定看護管理者教育研修 ファーストレベル教育課程 研修期間：7/14～10/11（分散方式）修了者：78人 セカンドレベル教育課程 研修期間：5/30～7/18（集中方式）修了者：25人 ・医療安全管理者養成研修 研修期間：8/1～11/30（18項目37時間）e-ラーニング講義 集合研修：9/1・10/19（計13時間） 受講者数：78人　修了者：76人 ・医療安全研修修了者交流会　H30.3/9　参加者8人 ・医療安全管理者フォローアップ研修　7/11　参加者21人 ・医療安全ネットワーク支援研修　6/12、9/11、12/18、3/12　参加者65人 ・看護記録と法的責任(ベーシック)　9/14　参加者73人 ・看護記録と法的責任(アドバンス)　9/15　参加者72人 ・支部研修（11支部）合計40研修（看護職員実務研修は除く） 総受講者数　2,386人
災害看護支援事業	・災害支援ナース養成研修（基礎編）（インターネット配信研修） 開催日：7/19、20　参加者39人 ・災害支援ナース養成研修（実践編） 開催日：9/5、6　参加者28人 ・災害看護支援ナース強化研修（登録更新編） 開催日：11/20、21　参加者76人 ・平成29年度災害支援ナース登録者数 新規登録：28人 登録更新：76人 登録者数：235人（平成30年2月末現在）

2．保健、助産及び看護に関する啓発事業（公益目的事業）

事　業　項　目	実　施　内　容
各職能事業 ・職能別集会	・保健師職能、助産師職能、看護師職能Ⅰ、看護師職能Ⅱ集会 開 催 日：6/14　13:30～16:00（保健師職能16:30） 開催場所：新潟グランドホテル 参加者数：保健師職能81人、助産師職能 38人、看護師ⅠⅡ職能 395人
・職能別情報交換会、研修等	・各職能情報交換会、研修等　開催日　参加者数 保健師職能：9/9　47人、11/11　25人 助産師職能：10/23　32人、3/3　32人 看護師職能Ⅰ：10/21　104人 看護師職能Ⅱ：7/8　75人、11/25　73人
・職能別支部代表者会議	・職能別支部代表者会議 開 催 日：8/17 出席者数：保健師職能16人、助産師職能19人、看護師職能Ⅰ18人 看護師職能Ⅱ14人　計67人
看護の日事業	・式典 開 催 日：5/12 開催場所：新潟グランドホテル 出席者数：115人 受 賞 者：県知事表彰　8人　新潟県看護協会長表彰　209人 ・市民公開フォーラム 参 加 者：244人 ・相談事業
高校生の一日看護師体験事業	高校生の一日看護師体験事業 実 施 期 間：7/25～8/22 実施施設数：98施設　参加高校91校 参加生徒数：886人（内男子49人）
新潟県看護協会だよりの発行	協会だより4回（5月、8月、11月、2月）発行
思春期・エイズ電話相談事業※	思春期・エイズ電話相談 相　談　日：毎週土曜日　午後2時～午後5時 相談日以外：（平日・夜間）はテレフォンダイヤルで対応 相　談　員：1日3人　相談件数合計　1,116件

1．相談件数

	相談件数	相談件数（内訳）			相談日数		相談件数	相談件数（内訳）			相談日数
		男	女	不明				男	女	不明	
4月	114	114	0	53	4	11月	74	72	2	28	4
5月	84	84	0	49	4	12月	82	80	2	27	3
6月	87	86	1	31	4	1月	106	105	1	32	4
7月	89	88	1	49	5	2月	77	77	0	17	4
8月	130	126	4	23	4	3月	111	110	1	28	5
9月	79	77	2	23	4	合計	1,116	1,102	14	401	49
10月	83	83	0	41	4						

2．相談内容の件数と割合

相談内容	件数（%）	相談内容	件数（%）
検査及び一般知識	97（8.7%）	その他（思春期・性の悩み等）	928（83.2%）
輸血	0（0.0%）	合計	1,116（100.0%）
性的接触	91（8.2%）		

地域における看護職のネットワーク強化事業（日本看護協会からの委託事業）	1．新人看護職員交流会 新潟東・新潟西支部　11/8　31人 村上・新発田・新潟西支部　2/14　60人
募金活動等への協力	・新潟県藤楓協会へ寄付（当番支部）新潟西支部

3．看護業務の開発、看護制度の改善に関する事業（公益目的事業）

事　業　項　目	実　施　内　容
看護業務に関する調査・研究支援事業 図書文献の整理、提供	・看護制度に関しては日本看護協会と連携 ・文献検索システム（医中誌）の維持 ・図書室の整備、図書の購入

4．看護職の労働環境等の改善と県民の健康及び福祉増進に関する事業（公益目的事業）

<table>
<tr><th>事　業　項　目</th><th>実　施　内　容</th></tr>
<tr><td>看護職のWLB推進事業</td><td>・多様な勤務形態を効果的に運用する看護管理者研修
開 催 日：7/12　参加者71人
・看護職のＷＬＢ推進ワークショップ
開 催 日：８/30　参加者21人
参加施設：３施設（３年目３施設）
・看護職のＷＬＢ推進研修・情報交換会(公開講座)
開 催 日：11/22　　参加者32人
参加施設：３施設（３年目３施設、他一般８施設）
・看護職のＷＬＢ推進フォローアップワークショップ
開 催 日：２/20　　参加者24人
参加施設：３施設（３年目３施設）</td></tr>
<tr><td>ナースセンター事業※
ナースバンク事業</td><td>・看護職員無料職業紹介事業
ナースセンター新規登録件数
求職者数：877人　　求人件数：262件　　求人者数：653人
求職相談件数：2,295件　　求人相談件数：1,527件
・看護師等人材確保法に基づく看護師等免許保持者の届出
登録者数：1,065人
就職者数：197人（常勤85人　非96人　臨時16人）
・看護職員需要施設調査
調査数：1,906件　　回答数：767件　　（回答率：40.2%）
求人有：313施設　　求人無：454施設　　求人数：1,155人
・未就業看護職員実態調査
調査数：1,040人　　回答数：323人　　（回答率：31.1%）
・再就職移動相談事業
U・Iターン就職個別相談会（ネスパス）６回　相談者数：15人
他団体等主催のイベントでの就業相談　６回　相談者数：43人
・相談窓口　（10:00 ～ 15:00）
上越市市民プラザ
開催日：火・木曜日　求職相談件数：392件　　求人相談件数：251件
南魚沼市立ゆきぐに大和病院内
開催日：金曜日　　求職相談件数：49件　　求人相談件数：55件
柏崎市役所内
開催日：火・木曜日　求職相談件数：130件　　求人相談件数：148件
・看護職員確保・育成ネットワークモデル事業
求職者情報交換会(ナースふれあいカフェin上越)
開催日：９/４　参加者10人　　２/10　参加者２人
求人施設研修会
開催日：11/27　参加31施設
看護職員確保・育成ネットワーク会議
開催日：２/19　出席者26人
・新潟県ナースセンター事業運営協議会
開催日：２/21　　１回
・ナースセンターだより発行　　第52号発行　　平成30年２月　　3,200部発行
・求職登録者への求人情報の作成と送付　　年４回（３月、６月、９月、12月）</td></tr>
<tr><td>看護師再就職支援強化事業</td><td>・看護職員再就職支援セミナー
<table>
<tr><th></th><th>開　催　日</th><th>受講者</th><th>協力施設</th></tr>
<tr><td rowspan="4">基礎コース（３日）</td><td>6/26 ～ 28</td><td>22人</td><td rowspan="4">３施設</td></tr>
<tr><td>8/7 ～ 9</td><td>9人</td></tr>
<tr><td>10/3・4、13</td><td>7人</td></tr>
<tr><td>11/27 ～ 29</td><td>14人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基礎コース（１日）</td><td>7/27</td><td>7人</td><td rowspan="2">１施設</td></tr>
<tr><td>10/4</td><td>11人</td></tr>
<tr><td>体　験　コ　ー　ス</td><td>6/15 ～ 12/28</td><td>22人</td><td>54施設</td></tr>
</table>
○ 基礎および体験コース受講者延人数：92人　受講者実人数：62人
・再就職支援相談会
ハローワーク16箇所　90回　相談者数：165人</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>・上越地区看護部長会議　6/27
・村上管内看護部長連絡会　10/20
・柏崎刈羽地域看護職員代表者会議　1/29
・介護予防・生活支援サービス事業所連絡会　11/24
・魚沼地域看護職員確保定着モデル事業シンポジウム　11/23
・十日町地域看護を支える人づくり検討会　2/16
・上越市こども仕事塾（県立上越テクノスクール）　8/26　来場者：120人
・無料職業相談会・ナースセンターPR（リバーサイド千秋）12/23、1/24
・広報
学校訪問、雑誌(月刊新潟こまち)掲載、新聞広告掲載、ＴＶ出演、ＣＭ放送</td></tr>
</table>

5．在宅看護事業（公益目的事業）

事業項目	実施内容

協会立訪問看護ステーション

・訪問看護事業

4事業所

・訪問看護ステーション4ヶ所の運営

	項目/施設	にいがた	みつけ	さんわ	つくし	合計	月平均
医療	利用者数※	416	240	96	275	1,027	257
	訪問延回数	2,363	1,681	707	1,385	6,136	1,534
介護	利用者数※	708	716	342	897	2,663	666
	訪問延回数	3,825	3,191	1,874	3,724	12,614	3,154
介護予防	利用者数※	219	140	19	64	442	111
	訪問延回数	693	569	66	245	1,573	393
合計	利用者数※	1,343	1,096	457	1,236	4,132	1,033
	訪問延回数	6,881	5,441	2,647	5,354	20,323	5,080
職員数	常勤	6	6	6	6	24	6
	非常勤	6	4	2	4	16	4

※職員数：平成29年4月1日現在　※利用者数：毎月の実数を12ヶ月合計した数

・居宅介護支援事業

・居宅介護支援状況

	にいがた	みつけ	さんわ	つくし	合計
介護※	408	57			465
介護予防※	77	0			77
合計	485	57			542
認定調査件数	31	0			31

※利用者数は、毎月の実数を12ヶ月合計した数

・関連施設機関との連携

（1）会議出席等（回数）

	にいがた	みつけ	さんわ	つくし	合計
在宅ケア/多職種連携関係	8	16	2	57	83
看護協会関係	5	0	0	9	14
看護学校関係	0	2	0	2	4
訪問看護ステーション関係	14	3	6	24	47
その他	5	9	6	7	27
合計	32	30	14	99	175

（2）講師依頼に対応等(回数)

	にいがた	みつけ	さんわ	つくし	合計
看護協会研修	3	0	4	2	2
介護職員研修	0	2	1	4	19
多職種連携研修	0	2	1	5	4
看護学校講義等	1	0	1	5	4
その他	2	1	0	1	1
合計	6	5	7	17	30

訪問看護実習受入状況

	にいがた		みつけ		さんわ		つくし		合計	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
看護系大学	12	40	0	0	0	0	7	26	19	66
看護専門学校	10	50	12	60	0	0	20	100	42	210
その他(通信課程)	15	18	6	12	0	0	6	20	27	50
現職研修・ヘルパー	7	9	3	10	2	7	0	0	12	26
合計	44	117	21	82	2	7	33	146	100	352

訪問看護推進事業※

・訪問看護教育プログラム体験研修

・訪問看護教育プログラム体験コース実施
（会場：訪問看護ステーションにいがた）
Aコース（訪問看護お試し1日体験編）　受講者2人
Bコース（訪問看護入門2日間編）　受講者0人
Cコース（訪問看護実践2日間編）　受講者0人

・訪問看護推進協議会

・訪問看護推進協議会
開催日：第1回9/25、第2回2/26

・訪問看護の研修に関するあり方検討委員会

・訪問看護の研修に関するあり方検討委員会
開催日：第1回11/17　第2回2/9

・訪問看護研修	・訪問看護従事者研修会（実践編） 開催日：4/15～9/9の内13日間（65時間） 受講者：44人　修了者35人　受講延人710人 ・訪問看護従事者研修会（管理編） 開催日：8/26～10/28の内6日間（30時間） 受講者：14人　修了者12人　受講延人118人 ・在宅看護研修会 開催日：10/7～12/16の内6日間（20時間） （内2日間訪問看護ステーション実習） 受講者：28人　修了者　26人　受講延人122人
・訪問看護実態調査	・訪問看護実態調査 調査日：11/1～11/14 調査対象施設：158施設 （訪問看護ステーション132施設、病院20施設、診療所6施設）
・訪問看護なんでも相談	・訪問看護なんでも相談　相談件数　51件

6．新潟県看護研修センターの管理及び運営に関する事業（収益事業）

事業項目	実施内容
会館貸付事業	会館貸付件数 内部研修会・会議等：1,103件　外部団体会議等：185件

7．奨学金貸付事業（収益事業）

事業項目	実施内容
奨学金貸与	奨学金貸与　13人 奨学金返済　2人

8．その他目的達成に必要な事業

公益事業	実施内容
会員に対する弔慰金、見舞金の贈与 傷害保険加入 看護功労者表彰等	弔慰金　8人　火災見舞金　0人　水害　0人 傷害保険加入　16,500人 新潟県看護協会長表彰受賞者：209人 日本看護協会長表彰受賞者：　4人 （高島葉子、田中京子、深澤つや、本間美知子）
事業項目	**実施内容**
組織運営	通常総会：6/14（水）　会場：新潟グランドホテル 出席者数：442人、委任状12,611人 理事会：4回 業務執行会議：12回 支部長会議：3回 日本看護協会との連携 代議員研修会開催　5/13　新潟県看護研修センター 日本看護協会通常総会　6/7 開催場所:幕張メッセ　代議員17人 全国職能別交流集会　6/8 開催場所：幕張メッセ　他 日本看護協会理事会：地区理事として会長出席6回 中央法人会員会：会長出席5回 地区別法人会員会　東京都で開催　10/23～24 日本看護協会諸会議への出席 全国職能委員長会（各職能）　2回 地区別職能委員長会（各職能）1回 他担当者会議等　7回
組織強化	他団体への理事・役員・委員就任 会員の拡大（会員獲得目標：16,000人） 平成29年度会員数15,843人（内男1,323人） 支部集会への出席：11支部（会長・副会長・専務・理事が出席）
広報活動	看護大学・看護学校の卒業式、入学式、戴帽式、継灯式への出席 他団体協議会等への出席 協会入会案内 ホームページの活用
会館維持管理	看護研修センター　エレベーター改修工事

平成29年度　公益法人新潟県看護協会　正味財産増減計算書内訳表（案）

（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）　　監査報告(案)は当日示します

（単位：円）

科目 ＼ 定款事業	公益目的事業会計							収益事業等会計				法人会計	内部取引消去	合計
	1 教育等看護の質の向上に関する事業	2 保健、助産及び看護に関する啓発事業	3 看護業務の開発、看護制度の改善等に関する事業	4 看護職の労働環境等の改善と福祉の向上による県民の健康および福祉の増進に関する事業	5 在宅看護事業	公益目的事業会計・共通	小計	会館の管理及び運営に関する事業	奨学金貸付事業	会員福利厚生事業	小計			
Ⅰ　一般正味財産増減の部														
1. 経常増減の部														
(1) 経常収益														
特定資産運用益														
特定資産受取利息									814		814	30,048		30,862
特定資産運用益計									814		814	30,048		30,862
受取入会金														
受取入会金												8,405,000		8,405,000
受取入会金計												8,405,000		8,405,000
受取会費														
正会員受取会費						43,158,500	43,158,500					43,158,500		86,317,000
支部受取会費	3,923,500						3,923,500					3,923,500		7,847,000
受取会費計	3,923,500					43,158,500	47,082,000					47,082,000		94,164,000
事業収益														
受託収益	33,176,400						33,176,400							33,176,400
受講料収入	22,853,000						22,853,000							22,853,000
参加料収入	4,500						4,500							4,500
審査料収入	2,547,710						2,547,710							2,547,710
支部活動費収益	1,840,584						1,840,584						△ 1,840,584	0
教育事業収益計	60,422,194						60,422,194						△ 1,840,584	58,581,610
訪問看護ＳＴ事業収益					213,921,319		213,921,319							213,921,319
受託収益		2,000,000		26,441,000	5,956,000		34,397,000					2,459,590		36,856,590
受講料収入		3,000					3,000							3,000
参加料収益		5,000					5,000							5,000
支部活動費収益												402,416	△ 402,416	0
その他事業収益計		2,008,000		26,441,000	5,956,000		34,405,000					2,862,006	△ 402,416	36,864,590
会館貸付事業収益								6,379,129			6,379,129		△ 5,111,279	1,267,850
事業収益計	60,422,194	2,008,000		26,441,000	219,877,319		308,748,513	6,379,129			6,379,129	2,862,006	△ 7,354,279	310,635,369
受取補助金等														
受取民間助成金	8,609,010	100,000					8,709,010							8,709,010
受取補助金等振替額					98,542		98,542							98,542
受取補助金等計	8,609,010	100,000			98,542		8,807,552							8,807,552
受取寄付金														
受取寄付金	55,000	300,000				800,000	1,155,000							1,155,000
受取寄付金計	55,000	300,000				800,000	1,155,000							1,155,000
雑収益														
受取利息	43				5,240		5,283					3,424		8,707
雑収益	70,970	10,000			88,856	11,137	180,963					539,722		720,685
雑収益計	71,013	10,000			94,096	11,137	186,246					543,146		729,392
経常収益計	73,080,717	2,418,000		26,441,000	220,069,957	43,969,637	365,979,311	6,379,129	814		6,379,943	58,922,200	△ 7,354,279	423,927,175
(2) 経常費用														
事業費														
役員報酬	130,292					19,486,854	19,617,146	312,600	187,560	187,560	687,720			20,304,866
報酬	18,713,539	1,264,000		292,600	928,050		21,198,189							21,198,189
給料手当	17,246,908			3,681,494	127,251,088	3,407,768	151,587,258	457,198	457,198	457,198	1,371,594			152,958,852
臨時雇賃金	3,613,109		173,060	10,066,123	36,021,102		49,873,394							49,873,394
退職給付費用					7,029,535	1,656,459	8,685,994	19,502	16,131	16,131	51,764			8,737,758
福利厚生費	3,033,090		521	1,392,130	25,219,660	4,161,259	33,806,660	48,992	40,524	340,524	430,040			34,236,700
旅費交通費	8,968,479	3,579,028		1,421,308	1,456,511	16,293	15,441,619							15,441,619
通信運搬費	2,616,450	1,064,315	267,492	1,825,780	3,216,281	69,859	9,060,177		86,724	24,884	111,608			9,171,785
消耗什器備品費	21,600			184,280	573,725		779,605							779,605
消耗品費	2,772,362	362,270	479,681	1,320,850	1,829,759	281,826	7,046,748			1,161,497	1,161,497			8,208,245
修繕費					293,300	857,411	1,150,711	59,783			59,783			1,210,494
印刷製本費	4,145,195	2,319,530		1,109,649	737,636	50,760	8,362,770							8,362,770
光熱水費	41,733				1,426,734	2,061,217	3,529,684	149,364			149,364			3,679,048

賃借料	8,445,460	1,832,846		1,832,242	17,797,193	127,260	30,035,001						△ 5,083,529	24,951,472
保険料	26,560			106,950	1,435,930	259,958	1,829,398	18,838		1,094,507	1,113,345			2,942,743
租税公課	600			2,400	263,550	2,492,546	2,759,096	36,316			36,316			2,795,412
支払負担金	3,629,667	10,800			140,290		3,780,757							3,780,757
委託費	1,458,383	1,116,365	49,464	3,945,262	5,765,674	4,237,703	16,572,851	264,983			264,983			16,837,834
需用費	612,490	51,653		5,400	30,240	23,768	723,551							723,551
渉外費	96,247				267,781		364,028							364,028
研修費	35,000			47,400	786,708	40,000	909,108							909,108
訪問看護材料費					596,810		596,810							596,810
車両費					3,567,375		3,567,375							3,567,375
支部活動費						1,840,584	1,840,584						△ 1,840,584	0
雑費	26,832				146,185		173,017							173,017
減価償却費	1,743,702				1,183,046	6,062,755	8,989,503	363,879			363,879			9,353,382
事業費計	77,377,698	11,600,807	970,218	27,233,868	237,964,163	47,134,280	402,281,034	1,731,455	788,137	3,282,301	5,801,893		△ 6,924,113	401,158,814
管理費														
役員報酬												5,561,520		5,561,520
報酬												198,500		198,500
給料手当												12,435,315		12,435,315
退職給付費用												699,421		699,421
福利厚生費												1,757,043		1,757,043
旅費交通費												4,968,786		4,968,786
通信運搬費												2,727,231		2,727,231
消耗品費												2,708,333		2,708,333
修繕費												310,874		310,874
印刷製本費												3,322,806		3,322,806
光熱水費												776,690		776,690
賃借料												1,532,303	△ 27,750	1,504,553
保険料												163,354		163,354
租税公課												81,788		81,788
支払負担金												776,307		776,307
需用費												196,191		196,191
委託費												4,482,857		4,482,857
渉外費												665,210		665,210
研修費												34,000		34,000
支部活動費												402,416	△ 402,416	0
雑費												52,051		52,051
減価償却費												2,535,402		2,535,402
管理費計												46,388,398	△ 430,166	45,958,232
経常費用計	77,377,698	11,600,807	970,218	27,233,868	237,964,163	47,134,280	402,281,034	1,731,455	788,137	3,282,301	5,801,893	46,388,398	△ 7,354,279	447,117,046
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,296,981	△ 9,182,807	△ 970,218	△ 792,868	△ 17,894,206	△ 3,164,643	△ 36,301,723	4,647,674	△ 787,323	△ 3,282,301	578,050	12,533,802	0	△ 23,189,871
評価損益等計														
当期経常増減額	△ 4,296,981	△ 9,182,807	△ 970,218	△ 792,868	△ 17,894,206	△ 3,164,643	△ 36,301,723	4,647,674	△ 787,323	△ 3,282,301	578,050	12,533,802	0	△ 23,189,871
2. 経常外増減の部														
(1) 経常外収益														
経常外収益計														
(2) 経常外費用														
固定資産売却損														
固定資産売却損					76,276		76,276							76,276
固定資産売却損計					76,276		76,276							76,276
経常外費用計					76,276		76,276							76,276
当期経常外増減額					△ 76,276		△ 76,276							△ 76,276
他会計振替額						2,224,435	2,224,435	△ 2,224,435			△ 2,224,435		0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 4,296,981	△ 9,182,807	△ 970,218	△ 792,868	△ 17,970,482	△ 940,208	△ 34,153,564	2,423,239	△ 787,323	△ 3,282,301	△ 1,646,385	12,533,802	0	△ 23,266,147
法人税、住民税及び事業税					200,000		200,000					20,000		220,000
当期一般正味財産増減額	△ 4,296,981	△ 9,182,807	△ 970,218	△ 792,868	△ 18,170,482	△ 940,208	△ 34,353,564	2,423,239	△ 787,323	△ 3,282,301	△ 1,646,385	12,513,802	0	△ 23,486,147
一般正味財産期首残高	1,397,165	△ 9,868,438	△ 1,132,064	△ 1,594,131	125,088,594	501,886,656	615,777,782	5,701,101	△ 3,174,578	△ 15,916,714	△ 13,390,191	9,281,911		611,669,502
一般正味財産期末残高	△ 2,899,816	△ 19,051,245	△ 2,102,282	△ 2,386,999	106,918,112	500,946,448	581,424,218	8,124,340	△ 3,961,901	△ 19,199,015	△ 15,036,576	21,795,713	0	588,183,355
Ⅱ 指定正味財産増減の部														
一般正味財産への振替額														
一般正味財産への振替額					98,542		98,542							98,542
当期指定正味財産増減額					△ 98,542		△ 98,542							△ 98,542
指定正味財産期首残高					197,084		197,084							197,084
指定正味財産期末残高					98,542		98,542							98,542
Ⅲ 正味財産期末残高														588,281,897

第三号議案

公益社団法人新潟県看護協会定款並び定款細則の改正について（案）

公益社団法人新潟県看護協会定款改正新旧対照表

旧	新	改正理由
第 6 章　役　員	第 6 章　役　員	
（役　員） 第15条　本会に次の役員を置く。 （1）会長　1名 （2）副会長　2名 （3）専務理事　1名 （4）常務理事　3名 （5）理事（前各号に掲げる者を含む）13名以上27名以内 （6）監事　3名 うち、1名は公認会計士もしくは税理士とする。	（役　員） 第15条　（同　左） （削　除） （削　除） （削　除） （削　除） （1）理事　13名以上27名以内 （2）（同　左）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第63条第1項 「役員（理事及び監事をいう。）及び会計監査人は社員総会の決議によって選任する。」の規定に則り、総会決議の必要な理事及び監事とその他の役員を分けて規定する。
	2　理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、3名を常務理事、4名を職能理事、11名を支部理事とする。	本会で独自に定める役員と定数を明記する。
2．前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事、常務理事を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。	3　前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。	副会長も法人法で定める業務執行理事とする。
3．第1項各号に掲げる役員（以下「役員」という。）は、細則の定めるところにより、総会において選任する。この場合において、同一役員を第17条第1項本文に規定する役員の任期で6年を超えて選任することはできない。		新第22条（役員の任期等）第2項に規定を移す。
	（役員の選任） 第16条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。	法人法第63条第1項により、理事及び監事は総会で選任することを明記する。
	2　理事会は会長、副会長、専務理事、常務理事を選定及び解職する。	法人法第90条により、代表理事（会長）の選定及び解職等は理事会の権限であることを明記する。
	3　前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者、専務理事候補者、常務理事候補者から会長及び副会長、専務理事、常務理事を選定する方法によることができる。	総会の決議で役員候補者を選出することにより、総会の意向が反映される仕組みとする。
4．　役員は、相互に兼ねることはできない。	4　（同　左）	
	（役員の欠格事項） 第17条　次に掲げる者は本会の役員となることができない。 （1）法人法第65条第1項各号に掲げられた者 （2）法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑または第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者 （3）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条に該当する者 （4）認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者	法人法第65条（役員の資格等）等で定める役員の欠格事項を明記する。 ・法人 ・成年被後見人、被保佐人 ・法人法の他、会社法、民事再生法、会社更生法、破産法等に違反した者 ・認定法の他、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律や刑法に違反した者 などが欠格事項に該当。
	（役員の資格喪失） 第18条　前条に該当するに至った者は、該当時点で本会の役員の資格を喪失する。	理事会の決議がなくても役員資格を自動的に喪失することを明記する。
5．役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、	（役員の報酬） 第19条　（同　左）	役員の報酬については、条文を分けて規定する。

旧	新	改正理由
報酬を支給することができる。		
6．役員に対して、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。	2　（同　左）	
7．前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。	3　（同　左）	
	（役員の親族等割合の制限） 第20条　本会の役員のうちには、役員のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数が理事並びに監事それぞれの役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。	役員の親族等割合の制限については、条文を分けて規定する。
8．役員のうちには、役員のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数が理事並びに監事それぞれの役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。		
9．他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第1項第11号の委任を受けて公益法人に準ずるものとして政令で定められているものを除く。）の役員又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条に定められている者である理事の合計数が、理事、監事それぞれの役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。	2　他の同一の団体（公益法人又は認定法第5条第1項第11号の委任を受けて公益法人に準ずるものとして政令で定められているものを除く。）の役員又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条に定められている者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。	文言の整理。
（役員の職務） 第16条　会長は本会を代表し、その業務を執行する。	（役員の職務） 第21条　（同　左）	
2．副会長は会長を補佐する。	2　（同　左）	
3．専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。	3　専務理事は、会長、副会長を補佐し、業務を分担執行する。	専務理事と常務理事の職務を項を分けて規定する。
	4　常務理事は業務を分担執行する。	
4．監事は法人法第99条に規定する職務を行う。	5　監事は法人法第99条、100条、102条、103条に規定する職務を行う。	監事の職務について、法人法第99条（監査報告）以外の事項も明記する。
5．代表理事及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。	6　（同　左）	
（役員の任期等） 第17条　役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。	（役員の任期等） 第22条　（同　左）	
	2　前項の規定にかかわらず、役員は、同一職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することはできない。	旧第15条第3項から規定を移動する。
2．役員が辞任し、又は役員の任期が終了したときは、後任者が就任するまでは、前任者がその職を行うものとする。	3　（同　左）	
3．前項に定めるもののほか、総会において会員の3分の2以上の同意を得て、役員を解任することができる。	（役員の解任） 第23条　総会において3分の2以上の同意を得て、役員を解任することができる。	役員の解任については、条文を分けて規定する。
（役員の責任免除） 第18条　（省　略）	（役員の責任免除） 第24条　（省　略）	
第　7　章　総　会	第　7　章　総　会	
（総会の種類）　（総会の構成） 第19条　（省略）　～　第20条　（省略）	（総会の種類）　（総会の構成） 第25条　（省略）　～　第26条　（省略）	
（総会の決議） 第21条　この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項は総会における決議を経なければならない。	（総会の決議） 第27条　（同　左）	
（1）会費の額	（1）（同　左）	
（2）会員の除名	（2）（同　左）	
（3）理事及び監事の選任又は解任	（3）（同　左）	
（4）理事及び監事の報酬等の額	（4）（同　左）	

旧	新	改正理由
（５）定款の変更 （６）本会の解散 （７）理事会において総会に付議した事項 （総会の招集）　　（議事録） 第22条　（省略）～　第26条　（省略）	（５）（同　左） （６）本会の解散及び残余財産の処分 （７）（同　左） （総会の招集）　　（議事録） 第28条　（省略）　～第32条　（省略）	法人法第239条に合わせ、残余財産の処分を追加する。
第　８　章　　理　事　会	第　８　章　　理　事　会	
（理事会） 第27条　（省　略） （理事会の組織及び権能） 第28条　理事会は、すべての理事をもって組織し、会務の執行に関し必要な以下の職務を行う。 （１）本会の業務執行の決定 （２）理事の職務の執行の監督	（理事会） 第33条　（省　略） （理事会の権限等） 第34条　（同　左） （１）（同　左） （２）（同　左） （３）会長及び副会長、専務理事、常任理事の選定及び解職	法人法第90条により、代表理事（会長）の選定及び解職等は理事会の権限であることを明記する。
２　理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 （１）重要な財産の処分及び譲り受け （２）多額の借財 （３）重要な職員の選任及び解任 （４）事務所その他重要な組織の設定、変更及び廃止 （５）内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令に定める体制の整備） （６）法人法第114条第１項の規定による定款の定めにもとづく同法111条第１項の責任免除	２　（同　左） （１）（同　左） （２）（同　左） （３）（同　左） （４）（同　左） （５）内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制の整備） （６）（同　左）	文言の整理。
（理事会の定足数） 第29条　（省　略）	（理事会の定足数） 第35条　（省　略）	
（理事会の開催） 第30条　会長は、年４回以上理事会を開催しなければならない。	（理事会の開催） 第36条　通常理事会は、毎事業年度の４半期ごとに１回以上開催する。	法人法第91条第２項により３カ月に1回以上の報告義務がある。
（理事会の招集） 第31条　理事会は会長が招集し、議長となる。 ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定められた順序による理事が招集する。	（理事会の招集） 第37条　理事会は会長が招集し、議長となる。 ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定められた順序による理事が招集し、議長となる。	招集した理事が議長となる旨を追加する。
（理事会の決議等） 第32条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く３分の２以上が出席し、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。 ２．前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。 ３．監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。 ただし、決議に参加することはできない。 ４．理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。 ５．議事録署名における理事の署名は、代表理事が行う。	（理事会の決議） 第38条　（同　左） ２　（同　左） ３　（同　左）	４、５項については（議事録）としてまとめ、新第40条とする。
（理事会の決議の省略） 第33条　理事会で決議すべき事項について議決に加わることができる全員から、同意が得られた場合は、当該提案事項について理事会の決議が行われたものとみなすことができる。	（理事会の決議の省略） 第39条　理事会で決議すべき事項について議決に加わることができる全員から、書面又は電磁的記録により同意が得られた場合は、当該提案事項について理事会の決議が行われたものとみなすことができる。	同意を得る方法を明記する。

旧	新	改正理由
ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。 2．前項による結果は、次の会議で報告しなければならない。	ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。 2　（同　左）	
	（議事録） 第40条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、署名又は記名押印しなければならない。	旧32条から議事録についての規定を移して、文言を整理。
第　9　章　解　　散	第　9　章　解　　散	
（解散）　（残余財産の帰属） 第34条　（省略）　～　第36条　（省略）	（解散）　（残余財産の帰属） 第41条　（省略）　～　第43条　（省略）	
第　10　章　補　助　機　関	第　10　章　補　助　機　関	
（事務局） 第37条　本会の事務を処理するため、事務局を置く。 2．事務局に所要の職員を置き、任免は会長が行う。 3．事務局長その他重要な職員は理事会の決議を経て任免しなければならない。	（事務局） 第44条　（同　左） 2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3　事務局長その他重要な職員は理事会の決議を経て、会長が任免する。 4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	文言の整理。 事務局の組織・運営については、事務局組織規程等が整備済みである。
（職能委員会） 第38条　職能上の問題を審議し、会長に助言するため、本会に職能委員会を置く。 なお、構成及び運営に関する事項は別に定める。	（職能委員会） 第45条　本会に次の職能委員会を置く。 （1）保健師職能委員会 （2）助産師職能委員会 （3）看護師職能委員会Ⅰ （4）看護師職能委員会Ⅱ 2　職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。 3　各職能委員会の委員長は保健師、助産師、看護師の職能理事をもって充てる。 4　各職能委員会の委員は、理事会において選任する。 5　各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	職能委員会に関する基本的事項について、定款に明記する。
（職能委員会以外の委員会） 第39条　事業の円滑な運営を図るため必要がある場合は、本会に職能委員会以外の委員会を置くことができる。 なお、構成及び運営に関する事項は別に定める。	（委員会） 第46条　この定款及び定款細則に定めるもののほか本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。 2　委員会は、総会、理事会その他の権限を冒すものではないものとする。 3　委員会の委員は理事会で選任する。 4　委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	委員会に関する基本的事項について、定款に明記する。
（支部） 第40条　地域における事業を推進するため、本会に支部を置く。 なお、構成及び運営に必要な事項は別に定める。	（支部） 第47条　本会は、第3条に規定する目的を達成するため、支部を設置する。 2　支部長は、支部理事をもってこれに充てる。 3　支部の組織その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	支部に関する基本的事項について、定款に明記する。
（定款変更）　（他団体への加入） 第41条　（省略）　～　第43条　（省略）	（定款変更）　（他団体への加入） 第48条　（省略）　～　第50条　（省略）	
（細則への委任） 第44条　この定款により会務を執行するために必要な事項は、総会の決議をもって細則に定める。	（委任） 第51条　この定款により会務を執行するために必要な事項は、理事会の決議をもって細則に定める。	業務の執行を円滑にするため、定款細則は理事会の決議とする。
	附則 改正　平成30年6月20日	

公益社団法人新潟県看護協会定款細則改正新旧対照表

旧	新	改正理由
第 1 章　総　　則	第 1 章　総　　則	
（趣　　旨） 第1条　この細則は、公益社団法人新潟県看護協会定款（以下「定款」という。）第44条により、会務を執行するために必要な事項を定める。	（趣　　旨） 第1条　この細則は、公益社団法人新潟県看護協会定款（以下「定款」という。）第51条により、会務を執行するために必要な事項を定める。	定款の条文番号の変更による。
第 2 章　会　　員	第 2 章　会　　員	
（入会手続） 第2条　本会に入会しようとする者は、本会の指定する手続きにより入会の申込みをしなければならない。	（入会手続） 第2条　（同　左）	
2．会員は同時に公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）の会員になるものとする。	2　（同　左）	
3．入会の申込及び会費納入を受けたときは、会員名簿に登録し、会員証を交付する。	3　（同　左）	
	4　会員としての資格は会員名簿に記載された日から取得するものとする。	会員の資格取得時期を明確にする。
	5　定款第14条第1項5号によって除名された者は、総会におけるすべての会員の3分の2以上の同意がなければふたたび会員になることはできない。	会員を除名された者の復帰手続を規定する。
（除名手続） 第4条　会長は、定款第14条第1項第5号に該当する会員があると認めるときは、理事会に本人の出席を求め事情を調査した後、出席理事の3分の2以上の同意を得て総会に付議するものとする。	（除名手続） 第4条　（同　左）	
2．会員を除名しようとするときは、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。	2　除名の決議を行う場合は、会員に対し、総会の1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。	除名手続を明文化する。
3．総会において除名された者は、理事会において出席理事の3分の2以上の同意がなければふたたび会員になることはできない。		第2条（入会手続）第5項に移す。
	3　除名が決議されたときは、その会員に対して、除名の理由を明らかにし、直ちにその旨を通知しなければならない。	除名手続を明文化する。
第 3 章　役　　員	第 3 章　役　　員	
（職能委員会） 第6条　定款第38条によって別に定める規定により、保健師、助産師、看護師の職能委員長は、定款第15条第1項第（5）号の理事となり総会において会員の中から選出する。	（削　除）	職能委員会については、定款第45条等で規定する。
（役員改選） 第7条　（省　略）	（役員の改選） 第6条　（省　略）	
（役員の解任） 第8条　定款第17条第4項によって役員を解任しようとするときは、理事会において3分の2以上の同意を得なければ総会に付議することができない。	（役員の解任） 第7条　定款第23条によって役員を解任しようとするときは、理事会において3分の2以上の同意を得なければ総会に付議することはできない。	定款の条文番号の変更による。
2．前項の決定をしようとするときは、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。	2　（同　左）	
（後任の選任） 第9条　（省　略）	（後任の選任） 第8条　（省　略）	
第 4 章　会費及び入会金	第 4 章　会費及び入会金	
	（入会金） 第9条　入会金は10,000円とし、初回入会時に納入するものとする。	入会金及び会費の額を細則に明記する。

旧	新	改正理由
（会費及び入会金） 第10条　会費は総会において決定する。 2．会費は就業の条件、その他会長が理事会の決議を経て別に定める条件によって減額することができる。	（会費） 第10条　会員の会費は１カ年6,000円とする。 2　（削　除） 定款第11条第２項（２）に定める名誉会員の会費は免除するものとする。	減額手続は例がないので、削除する。 名誉会員の会費は免除する旨明記する。
3．会費は本会の指定する日までに翌年度分を前納しなければならない。ただし、新入会者についてはこの限りではない。 4．入会金は10,000円とし、初回入会時に納入するものとする。ただし、２年次に分割して納入することができる。 5．定款第14条（３）の規定により会員資格を喪失した場合は、会費を徴収しないものする。	（会費の納入） 第11条　会費は、本会の指定する日までに翌年度分を前納しなければならない。ただし、新入会員についてはこの限りでない。 4　（削　除） 2　（同　左）	入会金は会費と分けて、第９条で規定する。
第５章　役員選挙	第５章　役員選挙	
	（役員の選出） 第12条　役員は、総会において正会員（監事１名を除く。）の中から選出する。	役員の選出方法を明記する。
（選挙管理委員会） 第11条　（省　略）	（選挙管理委員会） 第13条　（省　略）	
（候補者の推薦） 第12条　役員候補者及び推薦委員の推薦は、推薦委員会が会員の中から推薦する。	（候補者の推薦） 第14条　役員候補者は、推薦委員会が正会員の中から推薦する。	推薦委員の推薦等については、第８章「推薦委員会」で規定する。
2．前項のほか出席会員は議場において候補者を推薦することができる。ただし、この場合には本人の承諾を得たうえ、会員10名以上からの推薦を受け、総会の40日前までに会長に届出していなければならない。	2　前項のほか出席会員は議場において候補者を推薦することができる。ただし、この場合には本人の承諾を得たうえ、総会の40日前までに会長に届出していなければならない。	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第44条と整合を図る。
3．日本看護協会総会代議員候補者は、同会正会員の中から推薦する。	（削　除）	代議員については、第９章「代議員」で規定する。
（候補者発表） 第13条　（省　略）	（候補者発表） 第15条　（省　略）	
（投票時間） 第14条　（省　略）	（投票時間） 第16条　（省　略）	
（投票形式） 第15条　（省　略）	（投票形式） 第17条　（省　略）	
（投票の省略） 第16条　（省　略）	（投票の省略） 第18条　（省　略）	
	（選挙の成立） 第19条　投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。	選挙が成立するための要件を規定する。
（当　選） 第17条　有効投票の最多数を得た者をもって当選者とする。理事並びに監事は多数を得た者から定数を当選者とする。得票数が同数であるときは議長が抽選でこれを決定する。	（当　選） 第20条　出席正会員の過半数の賛成を得た者の中から、得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同数であるときは議長が抽選でこれを決定する。	文言を整理して、当選基準を明確にする。
（日本看護協会の代議員） 第18条　日本看護協会総会代議員は総会において同会正会員によって選出する。	（削　除）	代議員については第９章「代議員」で規定する。
	（選挙規程） 第21条　選挙に関して必要な事項は、法令並びに定款及び定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。	理事会で選挙規程を定めることができることを明記する。
第６章　総　会	第６章　総　会	
（総会の開催） 第19条　（省　略）	（総会の開催） 第22条　（省　略）	

旧	新	改正理由
第 7 章　理 事 会	第 7 章　理 事 会	
（職　務） 第20条　理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について決定する。 （1）会長、副会長、専務理事、常務理事の解職 （2）重要な財産の処分及び譲り受け、多額の借財 （3）重要な職員の選任及び解任 （4）事務所その他重要な組織の決定、変更及び廃止 （5）その他法令又は定款で定めた事項	（削　除）	定款第34条第1項及び第2項で同様の事項を定めているので削除する。
	（種類及び開催） 第23条　理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。 2　臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 （1）会長が必要と認めたとき。 （2）会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 （3）前号の規定による請求があった日から5日以内に理事会の招集通知（その請求のあった日から2週間以内の日を開催日とするものに限る。）が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。	臨時理事会の規定が定められていなかったため、新たに規定する。
	（招集） 第24条　会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に理事会の招集（その請求のあった日から2週間以内の日を開催日とするものに限る。）通知を発しなければならない。 2　理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。 3　前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。	臨時理事会の招集手続を明文化する。
	（理事会運営規則） 第25条　理事会の運営に関して必要な事項は、法令並びに定款及び定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定めるものとする。	理事会で理事会運営規則を定められることを明記する。
	第 8 章　推薦委員会	
	（推薦委員会） 第26条　本会に推薦委員会を置く。 2　推薦委員会は、役員、職能委員及び推薦委員の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。 3　推薦委員は、若干名をもって構成する。 4　推薦委員は、総会において、正会員から選任する。 5　推薦委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終了の時までとする。 6　推薦委員のうち1名を委員長とし、推薦委員の互選によって、これを選出する。 7　候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ本人の承諾を得て推薦しなければならない。	推薦委員会の選任、任期、任務等について、明文化する。

旧	新	改正理由
	第 9 章　代 議 員	
	（選出） 第27条　日本看護協会総会に出席する代議員は、正会員の中から総会の場において選出する。 2　代議員の選出人数は、日本看護協会細則の定めによるとともに、欠員補充等を考慮して選出する。 （任期） 第28条　代議員の任期は１年とする。 （選出規約） 第29条　代議員の選出に関して必要な事項は、定款細則に定めるほか理事会の決議により別に定める。	代議員の選出方法等について、明文化する。
第 8 章　補助機関	第 10 章　補助機関	
（職能委員会） 第21条　定款第38条にもとづき、本会に次の職能委員会を置く。 （１）保健師職能委員会 （２）助産師職能委員会 （３）看護師職能委員会 ２．各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	（職能委員会） 第30条　（削　除） 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	定款第45条で定めているため削除する。
（委員会） 第22条　定款第39条にもとづく委員会の委員は、理事会において選任する。 ２．委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	（委員会） 第31条　（削　除） 委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	定款第46条で定めているため削除する。
（支　部） 第23条　定款第40条にもとづく支部の構成及び運営に必要な事項は別に定める。	（支　部） 第32条　本会に次の支部を置く。 （１）村　上 （２）新 発 田 （３）県　央 （４）長　岡 （５）うおぬま （６）十 日 町 （７）柏　崎 （８）上　越 （９）佐　渡 （10）新 潟 東 （11）新 潟 西 ２　支部の運営に必要な事項は、法令、定款及びこの定款細則定めるもののほか、理事会の決議により別に定める支部運営規約によるものとする。	設置する支部を明記する。 支部運営は各支部運営規約に基づく。
第 9 章　細則の変更	第 11 章　細則の変更	
（細則変更） 第24条　この細則を変更しようとするときは、総会の決議を経なければならない。	（細則の変更） 第33条　この細則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。ただし、第９条「入会金」及び第10条第１項「会費」の額を変更しようとするときは、総会の決議を経なければならない。 附則 平成30年６月20日　改正	業務の執行を円滑にするため、入会金及び会費の額を除き、定款細則の変更を理事会の権限に改める。

第四号議案

平成30年度公益社団法人新潟県看護協会役員等の改選（案）について

1　任期満了となる常務理事１名を重任とする。任期満了となる常務理事１名を選任とする。任期満了となる助産師職能理事１名、看護師職能Ⅱ理事１名、理事４名、監事１名を選任する。辞任する理事１名を選任する。

2　推薦委員については任期１年とする。

重任、就任する役員候補者について下記一覧表のとおり提案する。

役職名	職能	氏名	施設名	重任・就任
常務理事	看護師	星野洋子	新潟県看護協会	重任
	保健師	斎藤有子	自宅	就任
助産師職能理事	助産師	小林正子	新潟青陵大学	就任
看護師職能Ⅱ理事	看護師	村川英伸	特別養護老人ホームさわたりの郷	就任
理事	看護師	野田和子	豊浦病院	就任
	看護師	今井みゆき	新潟大学地域医療教育センター魚沼基幹病院	就任
	看護師	根津綾子	県立十日町病院	就任
	看護師	西澤幸宏	立川メディカルセンター柏崎厚生病院	就任
	看護師	佐藤友子	県はまぐみ小児療育センター	就任
監事	看護師	鈴木光江	自宅	就任

推薦委員候補者については下記一覧表のとおり提案する。

役職名	職能	氏名	施設名	重任・就任
推薦委員8名	保健師	三本智子	田上町役場	就任
	保健師	布施寿美江	県十日町地域振興局健康福祉部	就任
	助産師	藤ノ木美沙子	立川メディカルセンター立川綜合病院	就任
	助産師	山岸友紀	済生会新潟第二病院	就任
	看護師	古澤弘美	上越地域医療センター病院	就任
	看護師	三好君江	佐渡市立両津病院	就任
	看護師	長谷川照美	桜ガーデンプレイス福住	就任
	看護師	池田知子	特別養護老人ホーム桃山園	就任

第五号議案

平成31年度公益社団法人日本看護協会通常総会代議員・予備代議員候補者（案）

代議員及び予備代議員候補者について下記名簿のとおり提案する。

支部	代議員			予備代議員		
	氏名	職種	所属施設名	氏名	職種	所属施設名
村上	柴田 百合子	看	厚生連村上総合病院	小野 喜代子	看	県立坂町病院
新発田	阿部 洋子	保	聖籠町役場	田鹿 美幸	保	県新発田地域振興局健康福祉環境部
	斉藤 フミ子	准	脳神経センター阿賀野病院	廣田 はるみ	准	脳神経センター阿賀野病院
県央	渡辺 智彦	看	かもしか病院	間島 瞳	看	かもしか病院
長岡	加藤 美枝故	准	長岡療育園	松永 好子	看	長岡療育園
うおぬま	須田 侑梨香	看	魚沼基幹病院	本田 康裕	看	魚沼基幹病院
十日町	青木 真由美	保	県十日町地域振興局健康福祉部	八重沢 美都子	助	たかき医院
柏崎	渡部 浩子	看	国立病院機構新潟病院	鈴木 綾子	看	国立病院機構新潟病院
上越	浅野 広美	看	県立柿崎病院	新井 啓子	看	県立中央病院
佐渡	鈴木 絵理	助	厚生連佐渡総合病院	大木戸 雅子	看	厚生連佐渡総合病院
新潟東	小林 裕子	看	日本歯科大学新潟病院	五十嵐 英子	看	県立がんセンター新潟病院
新潟西	松平 裕美	看	信楽園病院	中濱 美也子	看	新潟脳外科病院
理事	太田 昭子	保	公益社団法人新潟県看護協会	相馬 幸恵	保	県糸魚川地域振興局健康福祉部
理事	星野 洋子	看	公益社団法人新潟県看護協会	小林 正子	助	新潟青陵大学
理事	中山 豊子	看	公益社団法人新潟県看護協会	田中 京子	看	白根大通病院
理事	斎藤 有子	保	自宅	村川 英伸	看	特別養護老人ホームさわたりの郷

第六号議案

理事会への一任事項について（案）

これまで、通常総会の決議事項に際して、行政庁からの文書修正指導が行われ字句等の訂正加除を必要とする場合及び議案書の記載について訂正加除の必要が生じた場合に、再度総会議決を求めることは困難であることから、毎総会時に附帯決議事項として以下について議案提出していた。このたび同内容を「理事会への一任事項」として承認を得ることにより平成31年度以降、議案提出を不要とするものである。

以下の事項について理事会に一任することを決議する。

1　通常総会の議決事項中、定款及び規則の変更申請に際して行われる行政庁の指示に基づく字句等の修正加除並びに資料中の誤字、違算の訂正については、その趣旨に反しない範囲において理事会に一任する。

2　災害時等、当初予算の段階で予測できない歳入歳出予算の補正については、定款の定める本協会の目的に違反せず、かつ財源的対応が可能な場合に限り理事会に一任する。

「ナースシップ」よりお知らせ

～ＷＥＢ入会がスタートしました～

看護協会ホームページ 会員専用ページ キャリナース から、入会のお手続きが可能になりました。

➢ ＷＥＢ入会の流れ

会員専用ページ キャリナース より

① 新規入会 をクリックする。
② 「個人情報に関する取扱いに同意する」にチェックをいれ、登録情報の入力画面へ をクリックする。
③ 入会お申込みフォームより、必要事項を入力し、入会の手続きを行う。
④ 登録情報の確認画面で入力内容を確認し、 この内容で申込 をクリックし、申込完了！
※ 申込完了後、入会受付番号が発行されます。

✿ 会員専用ページ キャリナース **のユーザー登録はお済みですか？**

「キャリナース」はとっても便利な機能です。
会員情報の登録内容に変更がある場合は、キャリナースより変更をお願いします。

ナースセンターへの届出制度をご利用ください

☆届けるとどうなるの？
届出情報をもとに求人と求職を結ぶ支援を行います。離職中の看護職の方とつながりを持ち再就職を目的に個々に応じた①復職研修②無料の職業紹介③相談員による情報提供、アドバイスなどの支援が受けられます。

☆届出の方法はどうするの？

潜在看護職・再就職希望者 → ナースセンターへ連絡
潜在看護職・再就職希望者 → 自分で届ける（PC・スマホ）
医療機関等を辞める時 → 自分で届ける（PC・スマホ）
医療機関等を辞める時 → 離職者へ施設より説明 → 医療機関から登録＜代行届出＞

医療機関等の施設の方へお願い
離職時の届出制度の説明と、届出への支援（代行登録）をよろしくお願いします。

再就職を考えているお知り合いの
看護師さんをご紹介ください

ととけるん QRコード